『十三問答抄』管見

大平宏龍

一、問題の所在

日隆聖人（一三八五～一四六四、以下、隆師）の著にかかる『十三問答抄』（以下、本抄）は、周知の如く真蹟本が現存し、同じく隆師著『四帖抄』に引用されている故に[1]、現存真蹟本の『四帖抄』より先に成立したことは既に指摘されているが[2]、その成立の事情は必ずしも明らかではない。本抄は伝えられる所では、本果院日朝師（一三九三～一四六六）が永享七年（一四三五）に隆師を訪ね、その後に教学に関する質問をした、その回答書であるとされているが[3]、それを証明する直接の証拠は、本抄にも他の文献にも未だ見出されてはいないからである。しかし又、この伝承に対する明確な反証も見られない故に、今日では一往伝承を認める形で本抄の成立が考えられていると言えよう[4]。

そこで、本抄については内容上から本抄の特色を検討し、他の著述との関連を考えることが、特に必要なのではなかろうか。そうすることで、隆師の著述中における本抄の位置を、より明確にすることができ、延いては成立の事情についても、従来より少しは議論を進めることができるのではないかと考えるのである。

二、書誌的事情

本抄は隆師の真蹟本が尼崎市本興寺に現存し、巻数は上下二巻である。但し、例せば上巻の冒頭は真蹟で

拾参問荅抄（二帖内上）[5]

となっている。現存の形態は巻子本であるが、それは後述のように、当初からそのような形とされていたように思われる。上巻の法量は二六・〇×一、五五八センチメートルとなっている。[6] 名称は「十三問答抄」であるが、前掲の如く「拾参問答抄」とも表記される場合があり、どちらも隆師の筆による所である。但し「答」は「荅」の書体となっている。本抄の題号については、異称・略称は知られておらず『四帖抄』『五帖抄』の所引も「十三問答抄」[7]である。

本抄にあって注目すべきことの第一は、奥書に署名・花押の記されていることである。これは『四帖抄』第一巻奥書以外には見られない所で、あるいは隆師の格別の思いの現れかもしれない。

即ち上巻の奥書は

十三問答抄（上）　日隆花押

摂州尼崎本興寺常住

とあり、下巻にも

拾参問答抄（二帖内下）　日隆花押

本興寺常住

とある。

本抄は既に株橋諦秀（日涌）先生が考証されているように、現存する隆師の著述の中では比較的早期のものと思われる。本抄の筆蹟には晩年にみられるような書瘙の跡は、殆どない[8]。こうしたことから、或は本抄が、尼崎本興寺で著された本格的著述の最初のものかと思われもするが、無論確証はない。

しかし、幸いに真蹟本が現存する故に気づかれることとして、注目すべき第二点は、推敲の跡が非常に多くの箇所でみられるということで、この事は従来全く指摘されたことがないようである。

隆師の推敲の実例は、これまで公刊されたことがなかったが、現在は『法華天台両宗勝劣抄』の原文について、その有り様を見ることができる[9]。然し、本抄の場合は『四帖抄』より遙かに多くの推敲の跡があり、字句の訂正はもとより、数行に亘っての削除もある。削除は多く棒線を引いての見消であるが、何度も筆で消した例もある。本抄では、それだけではなく、文章の途中で料紙を切断し、新たに別紙に続きの文章を書き、前の箇所に貼り継ぐ所も多い。隆師は補訂の場合のみならず、紙を貼り継ぐ時、例せば継ぐ側の最初の一行の始まりが「土」である場合、両紙の貼り合せ部分の下部の両方に「土」と書く等、誤りなく両紙が続くよう配慮がされている。この例は非常に多く、「本門」で終わる場合に「もん」と記し、「無情」の「情」に「ナサケ」と振仮名をして終わる所は「ナサ」と書くなど、様々な書き方がみられ、現存真蹟本について言えば、管見に於て上帖で四一箇所、下帖で三〇箇所の多きを数えられるようである。片方のみ符号のみられる所もあり、何かの理由で切り捨てられた所もあろうから、これは非常に多いと言えよう。この符号は無論隆師の筆蹟とみられる故に、隆師の意図として料紙が継がれたものであり、従って本抄は隆師自身「二帖」と記しているにも関わらず、当初より巻子本の形態ではなかったかと推定するものである[10]。

次に唯一の刊本である『日蓮宗宗学全書』本では、十三の問のそれぞれに「第一」等と序数を付してあるが、真

蹟本では数字がみられぬ場合もある。これは顕師代の修復時に切られた可能性も考えられる。又、数字が付されている場合でも「第」はない。真蹟本で数字の記載があるのは、上帖では二、三、四、五、六、七、八であり、下帖では九、十一である。この数字も真蹟とみてよいように思われる。

以上のように、真蹟本の有り様は、清書本というより、むしろ草稿本のように思われる程であるが、隆師が題号を丁寧に記し、前述の如く各帖の終りに署名・花押があるのをみると、この状態のままに定稿とし本興寺の常住物とすべき意志を示されたのである。

それ故に、もし本抄が本果朝師の質問に答えることを目的として制作されたのであれば、本抄を更に清書して送ったものと考えられる。それならば送り状の如きものの存在が予想されるが、管見に於てその存在は知られていないし記録にもないようである。もし清書本を送ったとしても、現存真蹟本が「本興寺常住」とされねばならなかったのは、質問者の存否は別として、本抄の内容が隆師教学にとって重要であると判断された故であることには誰しも異存はないであろう。本抄をめぐる問題の中で、実はこの点が最も注意されねばならないのではなかろうか。

従来、隆師の著作の中で「十三問答抄」が注目されてきたことの理由の一は、本抄下巻の末尾のかなりの部分が、本門円戒に関する記述となっていることである。それが後に『本門戒体見聞』の著述となり、更に『弘経抄』の神力品釈の一部となっていることについては別稿で明らかにしたが[11]、興味深いことは本抄最末尾に本門円戒を論ずる上での更なる論点十箇条が、質問の文のみ記されているが、その部分は、それより前の文章の終りとは三行ほどの空間を経て別紙が継がれ、その上に記されていることで、しかも最初の二行とあとの八行の「尋」の字の書体が異っているのである。あるいは第二行目と第三行目の間に時間的隔たりがあるのかもしれないが、それにしても本抄全体が質問に対する回答であるとすると、この末尾の十箇条はどう考えればよいのであろうか。十箇条が当初からあっ

たとすれば、朝師への回答書には十箇条は書写されなかったのであろうか、それとも質問の内容を隆師自から深めてみせたのであろうか。もし又十箇条が、後から加えられたのであるとすれば、当初は最初の二行が考えられ、更に後の八行が加えられたものであろうか。この場合には、一応質問に対する回答をまとめた上で、本抄を定稿とする時に、十箇条を加えたということであろう。ともかく、この十箇条についての隆師の答えは後の『本門戒体見聞』において示されたのであった。[12]

いったいに、隆師の著述は推敲の跡が残されているものが多いが、本抄の如きは分量の割に添削の部分が多く、本抄作成についての隆師の苦心が窺われると共に、再度清書する時間的余裕がなかったことが想像される。恐らく次の著述が念頭にあった為であろう。それに加えて、隆師の著述を助ける直弟子がまだ育っていなかった為でもあろうか。『弘経抄』は桁はずれの多量ではあるが、隆師の真蹟にまじる複数の他筆が、『弘経抄』述作時の隆師の周辺をも想像させてくれるのとは対照的である。

三、成立の資料

本抄成立の為に引用された宗祖遺文を『昭和定本日蓮聖人遺文』によって列挙すると、以下の通りである。但し名称は定遺に拠り、適宜（　）を付して異称を記した。

（定遺番号）（名称）

一〇　一代聖教大意

二二　十法界明因果抄

二三　唱法華題目抄
二四　立正安国論
四一　薬王品得意抄
四四　法華題目抄
七三　金吾殿御返事
八一　十章抄
九〇　土籠御書
九八　開目抄
一一六　法華宗内証仏法血脈
一一八　観心本尊抄
一二四　如説修行抄
一三四　当体義抄
一三七　呵責謗法滅罪抄
一四一　授職灌頂口伝抄
一四五　法華取要抄
一五六　顕立正意抄
一五八　立正観抄
一六四　新尼御前御返事

一七〇　曽谷入道殿許御書（大田抄）
一七五　法蓮抄
二二三　報恩抄
二四二　四信五品抄
二四七　下山御消息
二九四　富木入道殿御返事（治病抄）
三一〇　富木入道殿御返事（禀権抄）
三三九　曽谷殿御返事（焼米抄）
三五八　本門戒体抄
続四四　法華本門宗要抄

以上、管見では三十篇を数えられる。[13]この中で注意されるのは、言う迄もなく『授職灌頂口伝抄』『法華本門宗要抄』を謀書と断定していることで、[14]他の著述にも見られる所である。[15]然し本抄に於て特に注目すべきは「第二迹門妙法五字顕耶事」の中と「第八序品首題之事」の所で、『下山御消息』が引用されていることではなかろうか。『下山御消息』が引用されているのは、管見に於ては本抄と『弘経抄』『宗要集』『玄文止諸御抄出処』であるが、『私新抄』には引かれていないようである。そうすると隆師文献のうちでは本抄に初出ということになる。[16]もし本抄が本果朝師の質問と関係ありとすれば、光長寺には日法師所写の二本が伝来することが思い起こされるからである。[17]その上、周知の如く本抄には隆師が宗祖遺文の拝見し難いことを嘆いて

高祖師一期在生ノ諸御抄在在所所寺寺院院ニ有レ之通レ之秘レ之悉不レ及ニ拝見一[18]

等とあるのは「第三四重三種法華事」の箇所ではあるが、もし朝師から初めて『下山抄』を示され、しかもその内にある語句について質問をされたとすると、他の著述でなく本抄にこの文のあることが、自然なようにも思えるのである。然しこれも仮定の上の想像で言うので、確実な証拠はない。

次に宗祖遺文以外で引用される文献としては、天台三大部本末は当然として、各テーマ毎に関連する所が引かれるが、殊更注目すべきものはないようで、「第一在世下種事」で援用される「三百帖涌出品ノ下ノ本帖見聞」[19]及び「第三四重三種法華事」で所破とされている「天台慧心流二八帖口伝抄」[20]が具体的には注意されるが、これは隆師の他の著述にも引かれる所である。

次に本抄成立の事情にも関係するかとみられている藻原日護批判[21]については、これも後述の如く『弘経抄』[22]にも批判があるが、本抄が初出のようであり、しかも何度も名を挙げての批判は他に見られぬ所である。

四、本抄成立に関して

前にふれた如く株橋日涌先生は本抄の成立に関して伝承を認め

本抄が一種の構想を以て執筆された著述ではなく質問状に対する答釈筆であることは、本抄中処々候文になっていることと、記述の前後に統一性のないことで首肯される。また朝師の質疑に対する応答であることは、東国法華たる上総国藻原日護の「末法今時に於て普賢三昧を用うべし」という義は如何という疑問に対する答釈（十三問答中第十問答）が存することで理解できよう。[23]

と述べられている。本抄が体系を指向した著述でないことは明らかで、提起された十三の問題は一往別個の質疑応答の形となっている。ただ周知の如く隆師の著述は「疑云」「尋云」と問を起して「答云」と続く問答形式の叙述と

なっていることが多く、この形式だけでは誰かの質問に対する答釈ということにはならない。然し、確かに候文がままみられる[24]ことは他の著述と異った印象を受ける。

これに関して「第四此経唯論二妙事」の冒頭で

問相待妙ノ事本書御抄ニ此経唯論二妙云、二妙倶ニ此経ニ有レト之判給ヘリ然御講ニハ相待妙亘尓前云ニ其相如何[25]

と問を起している中に「御講ニハ」とあるのは、確かに隆師の講義に対しての質問のようにみえるのである。ところが、『私新抄』第二の「相待絶待二妙事付当分跨節事」の中に

尋云相待絶待ノ形如何　仰云待絶二妙ノ相貌ハ一家天台ノ己証、一代設教ノ大綱、殊ニ法華一部ノ肝心、本迹二門ノ冲微也、先ハ相待トハ者可レ通ニ尓前法華ニ横ニ四教相待ヲ論レス之ヲ……[26]

とあって同様の議論がみえているが、この節の最初は

道仰云相待絶待当分跨節ハ少ノ異ハ有ドモ同物也……[27]

とあるので、先の「仰云」も「日道仰云」のことと考えられ、そうであれば本抄の「御講」は「日道の御講」の可能性も否定できない。更に言えば、この問いの前提として『私新抄』があることも推定できるのではないか。そうすれば、ここの問答はむしろ隆師の自問自答の文脈とも考えられてくるのである。

さてまた本抄の内容において、本門円戒の言及が特色の一であることは周知であるが、第十三問の原文は

問當家受戒之作法事此方諸門跡並ニ當門徒相倶無沙汰候既作一巻書一本門十重禁作法被判間定テ當宗受戒作法可有之ニ歟如何[28]

となっており、「此方諸門跡並ニ当門徒」という表現は、やはり実際に質問された文章をふまえてのようであり、しかも遠方の他門流の人よりの質問のように思われるのである。これについて興味深いのは、本能寺蔵の断簡[29]が本果

朝師の筆にまちがいなければ、本果朝師もまた戒について特に関心があった為に隆師にそれを問い、それを契機として隆師が本門円戒についての見解をまとめたのではないかという可能性である。更に後述の如く、本抄に論じられる諸問題は隆師教学にとって重要なものであり、それが本果朝師によって問われ、隆師の回答となったのであれば、本果朝師の教学研究は並々ならぬものがあったと言わねばならない。それならば、何故に朝師の著述が伝わっていないのであろうか。疑問は更に広がるのであるが、此等はそもそも或仮定の上での推論であって、現在までの所では確証が得られない以上、可能性を論ずるに止まるのである。従って本抄について論ずべきことは、伝承は措いてどこまでも本抄の内容に即した解明の上に隆師の他の著述との関わりを考え、本抄の位置を考えることではなかろうか。

五、十三箇条の問題点

本抄の名称ともなった十三箇条の各内容そのものの検討は別として、それぞれがなぜ問題とされたかを考えてみることは、実は本抄成立の背景を考えることになるのではないかというのが私の試論である。その為に今は㈠各条に提起される問題の原拠、㈡各条と隆師の他の著述との関係、㈢十三箇条の共通の背景、の観点から検討してみたい。

㈠　各条所論の原拠

全十三問答について、それらが提起される理由は無論宗祖遺文よりどう解釈されるべきかということに落着するのであり、その点からするとすべて宗祖遺文に関わることとなるが、まず直接にどういう典籍の上で問題となるかを考えれば①法華経、②宗祖遺文、③伝教大師の著述、④天台三大部本末の四種となる。

① 法華経

まず「第九安楽行品於後末世文事」では、妙法蓮華経安楽行品第十四の中に、くり返し「於後末世」[31]等とあるのに対して、滅後末法に四安楽行を行うことがあるのかどうかを問題とし、「第十勧発品後五百歳普賢経事」では後五百歳を滅後末法と解し、それを本門の題目流通の正時とみるのが日蓮義であるのに、勧発品・普賢経等によって普賢菩薩を本尊とし、法華三昧を行じて六根懺悔の法を行うなどは本迹流通の大旨に迷うものであり、それを行っている藻原日護は謗法であると批判するのである。

又「第十一随喜品五十展転最後人位事」では、標題の如く随喜功徳品所説の五十展転の最後人の位を、天台家は観行即の初随喜とするのに対して、当家は名字即とみることを『四信五品抄』によって主張しているのである。

② 宗祖遺文

次に「第一在世下種事」[32]は『観心本尊抄』の

地涌千界不レ出二正像一者正法一千年之間ハ小乗権大乗也、機時共ニ無シ之、四依ノ大士以テ二小権ヲ一為レシテ縁ト在世ノ下種令レム脱セ之ヲ、多クシテ謗可キ破ル二熟益一ヲ故ニ不レ説カ之ヲ、例セバ如シ二在世ノ前四味ノ機根一ノ也[33]

に出る「在世ノ下種」が、末法下種論の中でどう解釈されるべきかを論じるのであり、また「第二迹門ニ妙法五字ヲ顕ス耶ノ事」は『呵責謗法滅罪鈔』の

妙法蓮華経の五字をば四十余年此を秘し給ふのみにあらず。迹門十四品に猶是を抑へさせ給ひ、寿量品にして本果本因の蓮華の二字を説キ顕し給ふ。…[34]

『十三問答抄』管見

のうち「迹門十四品に猶是を仰へさせ給ひ」を本門正意の立場から問題とする。これには後述の如く『下山抄』も関連づけられている。また「第四此経唯論二妙事」は『一代聖教大意』に「釈云此経ハ唯論ス二妙ヲ一」と『法華玄義』第二上の文[36]を引いて相待妙・絶待妙の義を様々に述べるが、これは即ち日蓮義に対して天台義から「相待妙のみにして絶待妙を知らない」等の批判があり、それに対して隆師が反批判を展開している事[37]に関係がある故である。

「第八序品首題之事」では『報恩抄』に

如是我聞の上の妙法蓮華経の五字ハ即一部八巻の肝心。亦復一切経の肝心[38]。…

等とあるのに対して、『下山御消息』に

世尊眼前に薬王菩薩等の迹化他方の大菩薩に法華経の半分迹門十四品を譲リ給ッ。これは又地涌の大菩薩、末法の初に出現せさせ給ヒて、本門寿量品の肝心たる南無妙法蓮華経の五字を、一閻浮提の一切衆生に唱ヘさせ給ッべき先序のため也[39]。

とあり、宗祖遺文における表現の相違をどう解釈するかを問題とするのである。

次に「第十三当宗受戒作法事」は、本門円戒を論じたものではあるが、その内容を検討すると『本門戒体抄』『十法界明因果抄』[40]、殊には前者の解釈が問題となっていることが理解される。即ち、宗祖の戒観とは末法無戒の上にたち

但任セハ今経ノ本意ニ以レ持ヲ是名持戒三学倶伝之法華経ニ可レキ為ス真実ノ持戒ト也、受持法華之外ハ更ニ不レ可ラ求ム持戒ノ義ヲ[41]

とされるが、然し

本門戒体抄ニ十重禁作法受得之儀式有リ之、爰ニ知ヌ受持法華ノ理戒之家ノ事戒可レ有ル之云フ事顕然也[42]

とあって、この故に

総名理戒之外ニ許ニト事戒ヲ云モ無シ子細一又不レ許ト云モ無キ煩事也但タ約束ノ不同也（中略）末代タリトト云ヘトモ妙法蓮華経ト朝夕唱フル外ニ滅罪生善之望有リ之嫌ヒ諸悪ヲ好ミ諸善ヲ如ク形ノ随テ其力ニ制シ止ジ諸悪ヲ令ムルハ生ゼ諸善ヲ皆悉ク事戒ノ一分也[43]

と「事戒ノ一分」をも認める結論となっているのである。

③ 伝教大師の著述

次に「第三四重法華事」は、言う迄もなく伝教大師の『守護国界章』上之上で

夫レ於一仏乗トハ者根本ノ法華教ナリ、分別説三トハ者隠密ノ法華教ナリ、唯一仏乗トハ者顕説ノ法華教ナリ、妙法華之外更ニ無ク一句ノ経一、唯一乗之外更ニ無シ余乗等一[44]

とある文に端を発して、中古天台で種々に論じられる三種法華につき、日蓮義のみかたを示すのである。

④ 天台三大部本末

次に「第五不軽本迹兼備耶事」では、『法華文句』第十上に常不軽菩薩品を釈する中で

名常不軽ハ是レ人一、凡有所見ハ是理一、皆悉礼拝ハ是行一、而作是言ハ是教一ナリ、此レハ是レ開権顕実之四一也、従リ乃至遠見一下ハ是レ本ノ理一、故往礼拝ハ是レ本ノ行一、而作是言ハ是レ本ノ教一、少クモ人一ニ其義可シ解ス、此レハ是レ開近顕遠之四一也[45]

とあり、本門の不軽品に本迹の四一を明かすとすることを問題としている。

また「第六兼得迹門法之事」は『法華玄義』第七下に

又流通ノ利益トハ者、前ニ流ニ通スルハ迹門ヲ、是レ諸ノ発誓ノ菩薩及ヒ諸ノ羅漢ノ得ニ受記ヲ者、此土他土ニ弘ムルナリ経ヲ、論ニハ其

功徳ヲ観ルニ文ヲ但明ニ冥利ヲ不レ説カ顕益ヲ、今説クハ本門ヲ付ニ嘱ス一切諸佛所有之法ヲ、兼テ得ニルル迹門ノ法ヲ也[46]、

とあって、神力品の結要付嘱の下に四句あるその中の初の妙名の句の釈義が問題とされるのであるが、これを本迹一致の証文と解する者があることも挙げて批判し、前の「第五」同様、解釈の仕方を示している。

次に「第七文句十之或用舎利釈事」は、『法華文句』十（正蔵本は十上）の

遣使トハ者或ハ取ニ涅槃ノ中大聲普告ヲ為シ使人ト、或ハ用ヒ神通ヲ或ハ用ヒ舎利ヲ或ハ用テ経教等ヲ為ス使人ト今用テ四依ノ菩薩ヲ語ニ衆生ニ云ク仏已ニ滅度シ但留ム此法ヲ我今宣弘ス汝当ニ受行ス也、後時ノ衆生若シ無ンハ四依傳ニ述スル経法ヲ豈ニ能ク自ラ知ンヤ仏已ニ滅度シ下フコトヲ故ニ用フ四依ヲ是レ使人也[47]

の中の「或用舎利」の解釈であるが、質問をみると問者は「是好良薬」の解とみているようであるが、答文に於てはそれを訂正し、且つ、このような質問は「無用ナル広学多聞」を好むことであり「他の宝を数える」ことであると批判している。これは、自問自答の文脈よりは他からの実際の質問に対する答えの文脈とみた方が自然のように思えるのである。

又「第一二定業亦能転事」は、宗要の一算である「決定業転」の論義の起るもととして『法華文句』十下の普門品釈の中で

而得解脱ハ是応也、此ハ是レ機感ノ因縁名ク観世音ト亦是レ人法ノ因縁乃至智断ノ因縁ヲ名ク観世音ト後去テ例メ如ク此ノ結ス名ヲ不レ煩クセ文ヲ[48]

とあるのに対する『法華文句記』十下の釈のうち

有ル人問フ、何ヲ以テカ同ク念スルニ有ニヤ脱不脱一、答同ク念スルハ是レ顕機ナレトモ得脱ニ有リ冥顕一由テ過現ノ縁ナルニ受レ益ヲ有リ等級一、若シ其ノ機感厚ナレハ定業モ亦能ク転ス、若シ過現ノ縁浅ケレハ微苦モ亦無シ徴シ[49]

とあるのに由来する。これについての日蓮義のみかたが示されるのである。

以上のように、十三箇条は、結局、日蓮義における所依の経典である法華経と、能釈の宗典としての宗祖遺文、伝教大師の著、天台三大部本末の中から取りあげられた語句の解釈であることが確認できるのである。

(二) 各条と隆師の他の著述との関係

次に、十三箇条の内容が、隆師の他の著述のどこに問題とされているか、また『十三問答抄』との関わりはどのように示されているか、管見の限りで一瞥しておきたい。

(十三問答抄)	(他の著述、数字は刊本の巻数・頁数)
一、在世下種	私新抄(一二)宗要集(五―二九二)
付本因果種	私新抄(二四三、三六八)弘経抄(八―二三八)
二、迹門妙法五字	弘経抄(一―一〇〇)
三、四重三種法華	私新抄(三四二)五帖抄(八)弘経抄(一―九八)
四、此経二妙	私新抄(三九、二九四)二帖抄(名目四六、題号他五三)
	五帖抄(五五～七九、九五～九七)　弘経抄(一―二一八、二五三)
五、不軽本迹	弘経抄(七―五二四、五四一)
六、兼得迹門法	弘経抄(一〇―五三六)
七、或用舎利	弘経抄(九―四九四)

八、序品首題　弘経抄（二―三九）
九、安楽末世　弘経抄（七―四八六）
十、勧発後五百歳　弘経抄（七―五一二）
十一、五十展転最後人位　弘経抄（一〇―一八〇）
十二、定業転　弘経抄（一一―五七一）宗要（五―三八五）
十三、当家受戒作法　四帖抄（九三）本門戒体見聞（本門佛立宗佛立研究所刊本。殊には同一七五以下）
弘経抄（一一―一―一二七）

見落しがあるかもしれないが、本抄関連の隆師の他の著述は以上のようである。右のうちで、『五帖抄』第一では

此三種法華ノ実体ヲ近来ノ学者習損シテ自ニ顕説ニ勝タリト根本ニヲ習ヒ、結句ハ根本隠密ニ明ス開会ニヲ等二八帖ノ抄ニ書キ散シテ師資相承スルハ大僻見也、尼崎流ニハ不レ可レ用レ之、委ハ如ニ十三問答抄ノ云一云[50]

といい、同第二では

待絶二妙之相委シクハ如ニ十三問答抄並ニ題下第七開会下ノ[51]

とあって、解答を『十三問答抄』等に譲っている。先述のように『四帖抄』も同様である。一方でほとんどすべてにわたり『弘経抄』にも言及があることがわかる。これは『弘経抄』が法華経全巻の解釈を示すものであり、『三百帖抄』『三百帖見聞』等を手がかりに、天台三大部本末のみならず日本中古天台教学においても問題とされたことを視野に入れつつ日蓮義の解を示そうとして本文一一三巻という分量を持つことに関連すると思われる。しかし「決定業転」が『開迹顕本宗要集』の雑部における一算題となっていることと、「本門円戒」が『本門戒体見聞』全三巻に詳述され、『弘経抄』においても第一〇二、一〇三の二巻分となり、「待絶二妙」もかなりな分量で検討されるな

ど、主題によっては、『十三問答抄』以降の展開がみられるものもある。

㈢　十三箇条の共通の背景

以上の如く、確かに十三箇条は体系的、組織的な叙述ではない。それならば、各条がとりあげられた共通の背景も考えられないであろうか。管見では、やはり共通の問題意識が看取されると思われるのであり、それは隆師教学の確立に向かって必ず乗り越えねばならぬ諸問題であったという点である。

即ち一般に隆師教学は「一部修行本勝迹劣、本門八品上行所伝の教義を闡明した」[52]と評されているが、言う所の本門八品正意論とは題目による末法下種論の為であることは言う迄もない。それゆえ『本尊抄』中の「在世下種」の語は本門八品上行所伝の題目による滅後末法下種為正の立場から必ず解釈されねばならなかったのであり、同様の理由で『安楽行品』の「於後末世」の文、『勧発品』の「後五百歳普賢行」のこと、『普門品』釈の中で「定業転」が論じられていることが、問題とされたのである。

また本門正意の立場からは、当然のこと「迹門に妙法五字を顕すか」「不軽品に本迹を兼備するとはどういうことか」「神力結要付嘱の文について兼得迹門法とはどういう意味か」「序品の首題と本門要法の関係はどうか。これについて『下山抄』の半分の妙法とはどう解すべきか」が問われ、更に「伝教大師の三種法華教に発した中古天台の三種法華説と宗祖の本門正意説をどう考えるか」も問題とされることになったのである。

更に末法下種とは、隆師によれば総名要法による本因下種と解される所から妙楽の「本因果種」の釈が改めて問われ、又、寿量品の「是好良薬」の解に於て「或用舎利」の解釈がとりあげられたが、これは実は「遺使還告」について言われたもので設問が適当でなく、使とは四依と解するのが正意とされた。

末法における題目下種の実践の姿を、戒観に於て問題としたのが「当家授戒作法事」であり、布教活動が批判を受けたことに対する反批判の為に、「法華経の待絶二妙」が、あらためて解明されねばならなかったのである。

以上のように概観してくると、本抄に採りあげられた十三箇条は、いずれも必ずきちんと解釈しなければ、教学の確立が望めない基礎的な問題であったと言えよう。本抄に取扱われた十三箇条の共通背景とは、正にその問題意識に外ならない。

ところで、前述の如く、十三箇条はすべて依経・宗典の語句の解釈に関わるものであるが、天台宗で重視される論義について、福吉円鈔著『論義要略』では、宗要等を説明して

論義には宗要、義科、問要の三種がある。宗要は算題を研き、義科は端文を究むといわれ、また宗要は自宗の大綱なり、義科は自他宗を相対してその義を立てるなりともある。問要は小論義といわれ、祖師、先徳の章疏における種々の事項を題目とする。[53]

とある。これに準拠すれば、本抄の内容は多く当家の問要に当たるとも言えようが、そうであれば『四帖抄』に折伏を論ずる中で

随って天台宗と日蓮宗とは又、水火・天地の如かるべきなり。その趣は数箇条の問要の如し云云[54]

とあるのは、『四帖抄』以前に天台の論義を参考としつつ、当家教学上の諸問題が研究されたことを示しており、それは恐らく日存・日道・日隆三師の研鑽によるものであろう。本抄が誰かの質問に対する解答として生まれたかどうかは別として、教学形成の過程で研究が積み重ねられた結果があればこその『私新抄』であり『十三問答抄』であろう。就中、義科研究は後の『名目見聞』『六即私記』『弘経抄』等の述作に生かされ、宗要研究は具体的には『開迹顕本宗要集』に結実したものと考えられる。そうでなければ、大量の著述が晩年の約二十年間で一挙に成立した

事実[55]が説明し難く思われるのである。

こうしてみると改めて注意されるのが、現在は写本のみで伝えられる『本門法華宗問要』である。これについては別に論じたいと考える[56]が、現存写本の奥書[57]が信じられるならば、これも存・道・隆三師の論義の研鑽過程で生じたものとみることも可能であろう。今その論目のうち興味が引かれるものをみれば

問ふ、本門円宗の意、一念三千、一心三観の上に尚を高上の法を立つるや

は『四帖抄』第三の第七

天台宗の意は、一念三千の上に高上の法を立てず、日蓮宗の意は、三千の上に高上の法を立つる、不同の事[58]

と同様の提起であり

問ふ、本門円宗の意は法華折伏の義相は唯化他随縁に限るか、はた自行信徳の法体に亘るや

は、前述の『四帖抄』の「数箇条の問要」の内に当たるものであろうし

問ふ、本門円宗の意、要法信受の外に事相事持の戒行を論ずと云ふべきや。

は、前述の本門円戒の議論にして『十三問答抄』下巻に論じられている所でもある。

『本門法華宗問要』が、今日みられる如き形となった経緯は改めて検証する必要があるが、該書にまとめられている如き諸問題が存・道・隆三師によって研究され、その上に『私新抄』『十三問答抄』が成立し、かくて『四帖抄』に於て隆師教学が確立したことは、充分考えられることであろう。

六、結　語

以上、『十三問答抄』の成立に関して管見を述べた。従来の伝承に関しての新しい証拠は見出されないが、本抄が

誰かの質問を契機として成立したらしいことについては、幾つかの点で首肯できるように思われる。その誰かとは、本果日朝師であるかどうかは確定できないが、伝承を前提すると理解しやすい点があることも指摘した。

ともかく、本抄は、隆師自身によって本興寺常住とされ、自著である『四帖抄』『五帖抄』にも引用される定稿であるにも関わらず、加筆訂正の部分が非常に多く、推敲に苦心した跡が歴然としていることは注意しなければならない。

本抄の内容は体系的組織的な叙述ではないが、隆師教学が成立する為に解決しなければならない諸問題であり、依経、宗典中の語句の解釈に関する基礎的な事項が採りあげられており、福吉円鈔氏の説明に準拠すれば、多くは台家教学における問要に相当するものである。『四帖抄』の言及から、『四帖抄』以前に、当家の問要が研究されたことが推察され、隆師の著述中に、天台の顕教論義をふまえての議論、著書のあることを考えるとき、本格的に著述活動を開始する以前の隆師の研究活動の中に、天台の顕教論義を手がかりとした検討があったことが確かなこととして浮びあがるように思われる。無論それは、日存・日道の両師に導かれてのことであったろうことも、隆師の著述中の両師の教示の多さによって明白であろう。

日存・日道・日隆三師の「三代三十余年之間」[59]の研究はまず隆師教学の綱要書としての『私新抄』に結実したが、基礎的研究の一部は、質問に答える契機を得たことによって更に検討が加えられ『十三問答抄』となったものであろう。その内容は、隆師教学の成立にとり重要なものと考えられた故に、隆師は推敲を重ねての定稿を本興寺常住とし、そこに扱われた主題の中の幾つかは後代更に増広されて、展開したのであった。

本抄成立については現段階でも推論の部分が多くなるのは遺憾であるが、隆師の著述全般の視野を得ようとするとき、以上の如き作業仮説をたててみたのである。大方の御批判を仰ぎ、更に考究したい。

註

(1) 法全三六四頁（訓み下し九五頁）

(2) 株橋諦秀（日涌）稿「日隆聖人教学の序説」（『桂林学叢』第四号四三頁）。猶、既に両山五七世日唱師（光顕院、一七三九～一七八四）が注意している。次註参照

(3) この伝承が伝えられる文献の早いものは、管見では光長寺二四世日寛著『隆師尊縁記』（元禄一五〈一七〇二〉著、要法院日亨書写本）に「他日復ク従リ駿州ニ投ス干数箇疑問之条目ヲ師発ニ明シテ奥義ヲ而支分節解ス所謂ル十三問答抄上下二巻是レ也」であろうか。本能寺本興寺（以下、両山）一八世日庸著『開祖略縁起』（元和九〈一六二三〉著）及び両山二一世、妙蓮寺一六世日感著『開祖略伝縁起』（寛文四〈一六六四〉寂）には見えないようである。但し両山二六世、光長寺一九世日深著『日隆徳行記』（延宝五〈一六七七〉寂）は未検である。また両山五七世日唱（天明四〈一七八四〉寂）にかかる『両山歴譜』では「他日駿州ヨリ以テ数箇条法門ヲ問フ師ニ、依テ十三問答抄上下二冊成リ、与フ朝公ニ云ヒ云」（『本能寺史料』古記録篇四一三頁b）とあるが、唱師は続いて「日唱曰ク、十三問答ハ四帖抄ヨリ前之作也、謂ク四帖抄第二（天台当宗円教不同下）御義云、此一箇条委ハ如シ十三問答抄ノ云ヒ云已上聖書、疑テ云ク、十三問答実ニ答ヘタル朝師ノ問ニ歟、未レタ知ラ、将ニ四帖抄作ラントシテ朝公面会ノ後ニ功成テ告ニル諸寺ニ歟、未レタ審ナラ、諸聖教多分ハ無シ記述ノ年号ニ、難シ知リ」（同上）と記し、十三問答抄が朝師の問に対する答書であるという伝承を疑っている。また両山五八世日心（寛政二〈一七九〇〉寂）にかかる『両山歴譜』（但し本能寺蔵本）では「法門往復数条ナリ、今之十三問答抄上下二巻是レ也」（『本能寺史料』古記録篇五五五頁a）とある。なお両山四八世日憲著（宝暦一三〈一七六三〉出版か）かと思われる『（京都本能寺尼崎本興寺）開祖日隆大聖人略縁起』（丸亀市本照寺所蔵の蓮屋登羅所写本）には本能寺へ一僧が来訪のこ

とを述べて「われは駿河岡みや日朝也大聖人の所弘の深妙成ル事を聞きたれりとたちながら一問答をしたまへければ大上人のたまへけるはすべて十三箇條これをこたへたもふ今の十三箇問答抄上下弐巻是レ也」と記している。伝承の内容が、少しずつ異なっているのが注意される。

(4) 「日隆聖人教学の序説」（前掲四三頁）。なお石田智清稿「十三問答抄について―特に円戒法門をめぐって―」（『桂林学叢』等四号一四五頁以下）では、伝承については全くふれず「五、あとがき」に於て「本抄成立について考えた一節と、宗祖滅後に於ける円戒論、及び日隆聖人の円戒論説述の態度方法についての各節を割愛した」とされている。

(5) 上巻の冒頭には、この記事の直後に別紙が続き、その始めに同一の記事があり、本文が始まっている。猶、題簽は他筆で「十三問答抄上」とある。

(6) 『大本山本興寺寺宝目録』一五頁

(7) 『四帖抄』は註(1)、『五帖抄』は註(49)(50)参照。猶、註(3)に引いた憲師の『開祖日隆大聖人縁起』では「十三箇問答抄」とあるが、管見では、他にみられない呼称である。

(8) 但し稀に右下へ長く引いた線などに、ふるえのみられる場合はある。

(9) 法全『法華天台両宗勝劣抄』二八九頁以下の欄外注参照

(10) 直ちに原本が見られない為に、真蹟コピーによって考えたが、機会が与えられれば直見して再検したい。

(11) 拙稿「『本門戒体見聞』について」（『日蓮教学研究所紀要』第二〇号所収、平成五年）参照。なお拙稿において先行論文の中に石田智清氏前掲論文が抜け落ちていたのは、偏に校正の誤りによるものであり、遅きに失したが、ここにお詫びして訂正したい。

(12) 拙稿「『本門戒体見聞』について」三四四頁以下参照

(13) 拙稿「日隆聖人御聖教所引御書索引」（『桂林学叢』第九号一一七～六頁）参照。なお「観世音ノ人、普門ハ法ト御抄本書俱ニ定レ之」（宗全四六五頁）等とあるのは『日女御前御返事』（定遺一五一〇頁）の取意とすると三一篇となる。再検

(14) 「事ノ本迹ヲ諸御抄ニ御判釈候ヲ指シ捨テ還テ以ニ天台迹中理実ノ本迹ヲ為ニ能開ト以ニ此眼ヲ立還テ入レ諸御抄ノ神ニ成ニ天台ノ御抄ニ亡ニ高祖己証ノ御抄之神ヲ名ハ御抄体ハ天台宗習損シノ玄文止ノ理ノ本迹也、以ニ此仮名御抄ヲ仮名ノ法華宗トヲ引テ理ノ本迹ノ諸文ヲ日蓮大士ノ本懐ハ本迹一致ニ云テ本門宗要抄授職灌頂抄ナント云フ作テ謀書ヲ奉レリ似セ御自筆ニ引ニ衆盲ヲ口惜キ次第也」等とある。（宗全四三三頁）

(15) 拙稿「日隆聖人教学成立の資料」（『桂林学叢』第八号九四頁注(25)）参照

(16) 現存隆師文献の初期のものについては成立順序を再考する必要を感ずるものがある。それらは改めて別に批判を仰ぎたい。

(17) 『御法門聞書』一〇八頁（平成二年、光長寺刊）

(18) 『十三問答抄』上巻（宗全四二一頁）

(19) 宗全八巻四〇九頁

(20) 宗全八巻四二一頁

(21) 「日隆聖人教学の序説」（前掲四三頁）

(22) 『弘経抄』第一一二巻（隆全一一巻七二三頁）。但し『弘経抄』では日悟と表記されている。『日蓮宗事典』の常在山藻原寺歴代表によれば、第六世に日悟があり、字は寂忍、応永二五年（一四一八）一月一八日寂で世寿は

不詳のようである。（同書一二九六頁）一方、本抄はすべて日護で宗全第八巻四五〇、四五二、四五三、四五八、四五九頁に名を挙げての批判がある。

(23) 「日隆聖人教学の序説」（前掲四三頁）

(24) 宗全八巻四〇一、四〇六、四一〇、四三〇、四三三、四三四、四五〇頁など。

(25) 宗全八巻四二三頁

(26) 宗全八巻三九頁

(27) 宗全八巻三六頁

(28) 宗全第八巻四六八頁。但し刊本の誤りを訂正した所がある。

(29) 拙稿「台当異目深密鈔について」（『印度学仏教学研究』第三八巻第二号五二五頁）に引用した断簡の内容は「十戒ヲ立所ニ抛捨テ南無妙法蓮華経ト唱申セシカハヤカテ成仏［（不明）］日朝花押」というものであり、恐らくこれは『盂蘭盆御書』の一節（定遺一七七四頁）と思われるが、このように抜書されている所に朝師の意図が感取されるのではなかろうか。

(30) 『台当異目深密鈔』が本果朝師の著述ではないことは、前掲拙稿（注(29)）参照。

(31) 例せば「又文殊師利菩薩摩訶薩於後末世法欲滅時受持読誦斯経典者無懐嫉妬諂誑之心」（正蔵九巻三八頁b）等「於後末世」は三例ある。他に「於末法中」（同三七C）「後末世時」（同三九a）ともある。

(32) 宗全八巻四〇一頁、但し真蹟には宗全本の問いの文に続いて「又久遠之昔上行薩埵既ニ本因本果当所ニッ下種候由本書見候如何」とあり宗全本はこの部分が欠落している。全体的にみても宗全本にはかなり誤字がある。

(33) 定遺七一九頁

(34) 定遺七八一頁
(35) 定遺七三頁
(36) 正蔵三三巻六九六頁b
(37) 拙稿「日隆聖人の中古天台義批判について」（『株橋先生古稀記念　法華思想と日隆教学』六〇五～六〇七頁）参照
(38) 定遺一二四一頁
(39) 定遺一三一六頁
(40) 宗全第八巻四六八頁。猶、宗全四七六頁には「戒体即身成仏ノ義」をいうが、これは遺文名を指すのではない。本抄に遺文の『戒体即身成佛義』を名をあげて引かぬことは一箇の問題であろう。
(41) 宗全第八巻四七〇頁
(42) 宗全第八巻四八二頁
(43) 宗全第八巻四八四～五頁
(44) 伝全第二巻一七一頁。猶、中古天台所論でも『十三問答抄』に於ても、『守護国界章』にある「教」が落ちて「根本法華」等となっていることに注意される。
(45) 正蔵三四巻一四一頁a
(46) 正蔵三三巻七七一頁a～b
(47) 正蔵三四巻一三五頁b
(48) 正蔵三四巻一四六頁a

(49) 正蔵三四巻三五七頁a

(50) 義書第三巻八頁

(51) 義書第三巻六一頁。なお「題下第七開会下」とは『名目見聞』の題号釈二巻の部分（＝二帖抄）の第二帖の「五時四教の下」の内の「五時の事」の第七「何ッ尓前八教中ニ摂スル第五時ヲ耶」（名目四六頁、題号他五三頁）に於て相待・絶待に関説しているのを指す。ちなみに『五帖抄』の第二帖の大部分は開会の議論である。

(52) 執行海秀著『日蓮宗教学史』一一三頁

(53) 古宇田亮宣編『天台宗論義二百題』所収（六九三頁）

(54) 法全一五頁

(55) 拙稿「『本門弘経抄』考—自宝と他宝—」（『渡邊寶陽先生古稀記念論文集　日蓮教学教団史論叢』平成十五年、平楽寺書店）三六七頁、三七〇頁

(56) 管見では『本門法華宗問要』一帖と『当家問要』三帖の二種の写本が存するが、両者の関係は別に考えねばならぬ点があり、稿を改めたい。

(57) 高松市本覚寺蔵『本門法華宗問要』の奥書には

本云

右ノ優婆提舎ハ尼崎本興寺流之新問要也

感得誠ニ宿福深厚之幸也

明応九年卯月十八日　日忠在判

とあり、この奥書が信じられるとすると京都妙蓮寺日忠師が尼崎流の問要と認めたということになる。然し本覚

寺本の書写は江戸末期と考えられ、その底本も未詳の故に更に考察すべきである。

(58) 法全一五三頁

(59) 『五帖抄』第五（義書第三巻二一一頁）

略号表

隆全	日隆聖人全集（再刊の本門弘経抄も同じ）
隆教	日隆聖人御聖教
法全	法華宗全書（日隆Ⅰのみ既刊）
宗全	日蓮宗宗学全書
定遺	昭和定本日蓮聖人遺文
正蔵	大正新脩大蔵経
義書	仏立宗義書
名目	日蓮所立本門法華宗五時四教名目見聞
題号他	法華宗名目見聞題号釈他三書

〈キーワード〉 日隆、十三問答抄、隆師教学、論義、問要

――平成16年6月25日稿――